

労働安全衛生規則等の一部を 改正する省令案の概要 (危険物乾燥設備等関係)

厚生労働省
安全衛生部安全課

危険物乾燥設備に係る省令改正

改正の趣旨

- 現在、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）では、**危険物乾燥設備**※について、**その上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸等の設置が義務付けられている**（第294条第4号）。
 - ※ 乾燥設備で、危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥するもの。
 - **同設備内部で爆発が発生した場合に、その爆発によって発生した爆風を爆発戸等を通じて設備の外部に排出することにより、設備全体の破裂等を防ぐため。**
- 一方、爆発で発生した**圧力を設備が変形することで吸収し、設備の破裂等を防止できる構造等**を有する危険物乾燥設備（**耐爆発圧力衝撃設備**）においては、爆発戸等を設けることなく設備全体の破裂等を防ぐことが可能。
 - **設備内部の有害物質を外部に放出することなく、設備の破裂等を防止できる。**
 - 国際的にも、このような安全確保の方策（耐爆発圧力衝撃設備）が普及（EN14460等）。**詳細な技術基準として、労働安全衛生総合研究所が技術指針を制定**済み。
- **耐爆発圧力衝撃設備**については、爆発戸等の設置等の義務を免除することで、**より安全な対策を実施することが可能**となる。

安衛則の改正内容

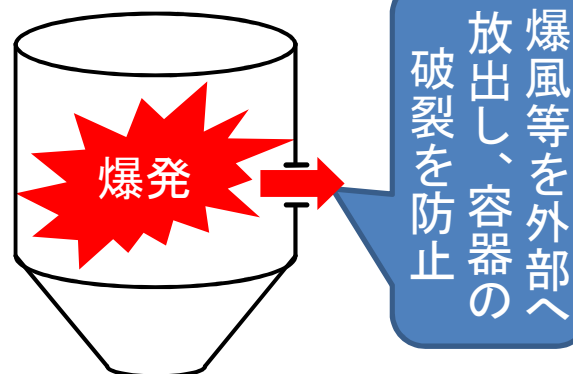
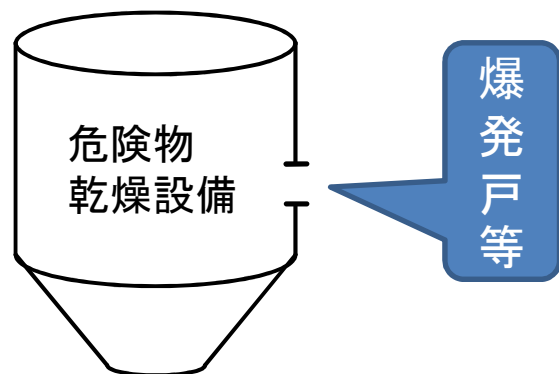
- 安衛則第294条第4号に、以下のただし書きを追加。
 - 危険物乾燥設備は、周囲の状況に応じ、その上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸、爆発孔等を設けること。**ただし、当該危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有するものについては、この限りでない。**

危険物乾燥設備における爆発戸等の設置の例外措置(安衛則改正)

【現行規定】

安衛則第294条第4号

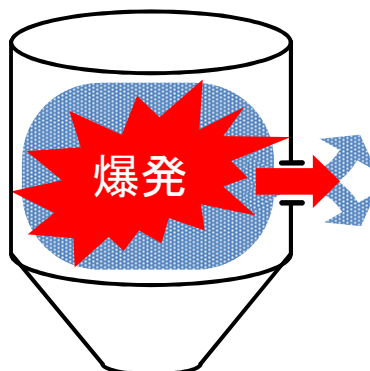
危険物乾燥設備は、周囲の状況に応じ、その上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸、爆発孔等を設けること。



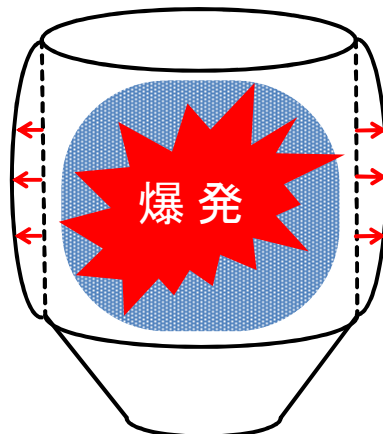
【問題点】

危険物乾燥設備（安衛則第287条第4号）

乾燥設備（熱源を用いて火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器）で、危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥するもの又はその附属設備



【改正内容】



爆発で発生した圧力を設備が変形することで吸収し、設備が破壊されることを防止できる構造等を有する場合、爆発戸等の設置を免除する。※

※すでに欧米においては、認められている。

本籍地の記載を求める省令様式等の改正

改正の趣旨

- 現在、安衛則等により、免許試験受験・技能講習受講等の**申請書や帳簿等**には**本籍地※の記載が義務付けられている**。
 - ※ 都道府県名のみ。
- 本籍地の確認のために画一的※に**住民票等の公的書類**を準備する等の**申請者の負担を軽減**するため、本籍地の記載を求めることを不要とする。
 - ※ 結婚による名字の変更等では公的書類による確認を求める。
 - **氏名及び生年月日により、ほぼ全員について本人確認が可能**。仮に確認が困難な場合でも、データベースに格納された本人写真、申請書に記載されている既得の免許等の種類・交付日等を帳簿等と照合することで確認可能。

改正の内容

- 以下の省令における本籍地の記載を求める**様式・帳簿等**について、**本籍地に関する項目を削除**する。
 - 安衛則
 - 作業環境測定法施行規則
 - 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令
- その他所用の改正を行う。
 - コンサルタント試験受検申請書等に添付する写真のサイズの変更等。